

障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会開催要綱

（目的）

第1 障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、その基本理念や実現に向けた方策等を掲げた条例の制定に向けて、広く障害当事者や学識経験者等からの意見聴取及び意見交換を行うため、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2 検討会は、次の事項について意見聴取及び意見交換を行うものとする。

- （1）障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）に関すること
- （2）その他必要な事項に関すること

（構成）

第3 検討会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

（座長）

第4 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（会議）

第5 検討会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第6 検討会の庶務は、宮城県保健福祉部障害福祉課において処理する。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

べつびょう だい かんけい
別表 (第3関係)

| ぶん や 分野 | しよぞくとう 所属等 | し めい 氏名 |
|---|---|--------------------|
| がくしきけいけんしゃ 学識経験者 | とうほくふくしだいがく 東北福祉大学 | あ べ ゆうじ 阿部 裕二 |
| べんごし 弁護士 | せんだいべんごしかい 仙台弁護士会 | かきはら たろう 笠原 太良 |
| しょうがいとうじしゃ 障害当事者 | こうえきざいだんほうじんみやぎけんしかくしょうがいしゃふくし 公益財団法人宮城県視覚障害者福祉 きょうかい 協会 | おいかわ あつお 及川 篤生 |
| | いっほんしゃだんほうじんみやぎけんちょうかくしょうがいしゃふくしかい 一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会 | ほそかわ かおる 細川 かおる |
| | みやぎもうじしゃともかい みやぎ盲ろう児・者友の会 | おやま けんいち 小山 賢一 |
| | だいこうどうじつこういんかい みやぎアピール大行動実行委員会 | おいかわ とも 及川 智 |
| | しょうがいしゃきょうどうせいかつえんじょ はぎ 障害者共同生活援助 萩 | たかはし ひさし 高橋 久 |
| | せんたい 仙台スピーカーズビューロー | きむら りょうこ 木村 綾子 |
| | とくていひえいりかつどうほうじんじへいしょう 特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセ ンターここねっと | かんだ たく 神田 拓 |
| | みやぎけん とも かい 宮城県サルコイドーシス友の会 | わ だ くにこ 和田 邦子 |
| こうえきしゃだんほうじんにほん 公益社団法人日本てんかん協会 みやぎけんしぶ 宮城県支部 | かとう たかよし 加藤 孝吉 | |
| じぎょうしゃ 事業者 | みやぎけんしょうこうかいれんごうかい 宮城県商工会連合会 | こんの えりこ 今野 恵理子 |
| | こうえきしゃだんほうじんみやぎけんたくちたてもとりひきぎょう 公益社団法人宮城県宅地建物取引業 きょうかい 協会 | や つ きとし 谷津 聡 |
| | こうえきしゃだんほうじんみやぎけん きょうかい 公益社団法人宮城県バス協会 | くまざわ はるお 熊沢 治夫 |
| ふくし 福祉 | いっほんしゃだんほうじんみやぎけんしゃかいふくししかい 一般社団法人宮城県社会福祉士会 | きむら か な 木村 香奈 |
| ぎょうせい 行政 | みやぎろうどうきょく 宮城労働局 | もがみ ようこ 最上 陽子 |
| | なとりしやくしよ 名取市役所 | さとう くみこ 佐藤 久美子 |